

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 30 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 4 年 12 月 22 日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について

オンライン資格確認等システム利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「令和 4 年 12 月 22 日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 12 月 24 日付事務連絡）及び「令和 4 年 12 月 22 日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）」（令和 4 年 12 月 25 日付事務連絡）にて、対象範囲の医療機関・薬局に対して「災害救助法の適用第 5 報から一週間」（本年 12 月 30 日まで）アクティブ化するようご連絡したところ、当該連絡のとおり 12 月 30 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますようお願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

以上